

給与支払報告書の 電子データによる提出について

(能勢町取扱い要領)

この冊子は、「特別徴収に係る個人の住民税の給与支払報告書」を、
eLTAX(エルタックス)又は光ディスク等、電子計算組織により調製し、
提出いただく場合の要領について取りまとめたものです。

令和4年4月

能勢町総務部理財課

はじめに

平素は、本町税務行政に格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、町・府民税の特別徴収事務は、特別徴収義務者（以下「義務者といいます」）が給与支払報告書を作成し、毎年1月末日までに各従業員の住所地市町村に提出しなければならないことになっています。市町村では提出された給与支払報告書の諸データを電算処理にて税額計算し、「町民税・府民税特別徴収税額通知書」（書面）により義務者に通知しています。

令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、基準年（前々年）の所得税における給与所得の源泉徴収票の提出件数が100枚以上ある場合については、税務署や市町村に対して、eLTAX(エルタックス)、または光ディスク等による提出が義務付けられました。

本要領では、eLTAX(エルタックス)、光ディスク等による給与支払報告書の能勢町長（能勢町理財課税務担当）への提出に係る具体的な事務の取扱いについて説明いたします。

給報支払報告書の提出に関するお問い合わせ先

能勢町役場 総務部理財課税務担当

〒563-0392

大阪府豊能郡能勢町宿野28番地

電話番号 072-734-0153

《eLTAX(エルタックス)による提出》

eLTAX を利用し、インターネットを通じて給与支払報告書を提出することができます。

ただし、能勢町では eLTAX により提出された場合の特別徴収税額通知書は、書面による通知となります。eLTAX による電子データの送信サービスは、行っておりません。予めご了承ください。

1 提出時のお願い

給与支払報告書（総括表・個人別明細書）には必ず指定番号（能勢町で指定した特別徴収義務者指定番号）を入力してください。

2 eLTAX に関するお問合せ

eLTAX をご利用いただくには、eLTAX ホームページからの利用届出など所定の手続きが必要です。詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX に関するお問い合わせは、eLTAX ヘルプデスクで受け付けています。

- ・〈電話〉0570-081459
- ・〈受付時間〉月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時から午後5時

《光ディスク等による提出》

毎年1月31日までに提出していただく給与支払報告書等を光ディスク等により提出する場合は、事前に『給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書（別添の様式1）』（以下「承認申請書」という）を能勢町長に提出のうえ、承認を得る必要があります。

申請から承認及び税額通知書の送付までの流れは、次のとおりです。

- 1 承認申請書、テストデータの提出
- 2 テストデータの審査
- 3 承認通知書を送付
- 4 光ディスク等による給与支払報告書等の提出
- 5 税額通知書の送付

1 承認申請書、テストデータの提出について

能勢町への初めて光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合は、あらかじめ能勢町長に承認申請書とテストデータの提出が必要です。

なお、テストデータの作成においては、決められた光ディスク等の規格・様式・レコード作成要領（添付の総務省通知を抜粋したもの）を参考にして作成をお願いします。

提出するもの

- ・承認申請書
- ・テストデータを記録した光ディスク等（1枚）

提出期限

給与支払報告書の提出期限の3か月前（10月末日）

2 テストデータの読み取り審査について

提出されたテストデータが正常に読み込めるかの審査を行います。審査の結果、修正をお願いする場合や光ディスク等での提出を不承認とすることがあります。また、税法改正等により事前に審査が必要と思われる場合には、再提出していただく場合があります。

3 承認通知書の送付について

審査の結果、正常に読み込めた場合は、承認通知書（テストデータに基づく税額データ等の提供は行いません。）を送付いたします。なお、承認された場合は、承認内容に変更等がないかぎり次年度以降は承認申請書の提出は不要です。

4 光ディスク等による給与支払報告書の提出について

承認の通知を受けた特別徴収義務者は、前年中に支払った給与支払報告書を提出期限までに提出してください。

提出対象者

- ・前年中に給与の支払いを受けた人のうち、1月1日現在能勢町に住所を有し、当該年度において町民税・府民税を特別徴収する人
- ・退職者、乙欄適用者等の特別徴収できない人（普通徴収対象者）

提出期限

毎年1月末日（書面と同様）

市町村コード欄の取り扱い

レコードの提出先市町村コード欄には、能勢町の市町村コード「273228」を記録してください。

提出するもの

- ・総括表（能勢町から事前に送付した書面による総括表）
- ・給与支払報告書を記録した光ディスク等（正本・副本各1枚）

「提出にあたっての留意事項」

- ・テストデータと同じ規格等で作成してください。

・現在、能勢町から特別徴収義務者の指定を受けている場合は、給与支払報告書に必ず能勢町の指定番号を入力してください。

・光ディスク等により給与支払報告書を提出した場合は、書面による給与支払報告書の提出は必要ありません。ただし、総括表（能勢町から事前に送付したもの）及び普通徴収切替理由書（兼仕切紙）は書面で必ず提出をお願いいたします。

・1枚の光ディスク等で複数の特別徴収義務者分を一括で提出する場合は、『特別徴収義務者（光ディスク）一覧表【別添の様式1-1】』により提出してください。

なお、一覧表の1行目には、代表の特別徴収義務者名（承認申請書に記載されている特別徴収義務者）を記載してください。

・提出する光ディスク等には、次の事項を適宜ラベル等で明示してください。

〈外部ラベルの例〉

- a. 提出先市町村名：能勢町
- b. 提出者名：○○○○○
- c. 提出者住所：○○市□□町△丁目◇番▽号
- d. 指定番号：○○○○○○○
- e. 提出件数：○○○件
- f. 提出年月日：令和○○年○○月○○日
- g. 正本・副本の区別
- h. 総枚数及び一連番号 総枚数○枚のうち○枚目

・光ディスク等による提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認してください。

・光ディスク等の購入、調製及び提出に係る費用は、特別徴収義務者の負担となります。

・光ディスク等は、受領した時から町の管理となります。提出された光ディスク等は返却いたしません。

・光ディスク等に他の市町村において課税すべきデータが混在していた場合、該当する市町村へ再提出していただく場合があります。

・また、次のような場合には、書面にて給与支払報告書を速やかに提出してください。

〈給与支払報告書の取消し・追加・訂正〉

- ・提出済の光ディスク等のデータに記録されておらず、新たに報告が必要な場合
- ・提出済の光ディスク等のデータ内容に訂正、取消し若しくは追加がある場合

- ・期限（1月末）を過ぎて提出する場合は、書面により給与支払報告書を提出してください。

5 税額通知書の送付について

能勢町では光ディスク等で給与支払報告書を提出いただいた場合、電子データでの特別徴収額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）の提供サービスは行っていません。

これまでどおり、書面により特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用【緑色の通知書】・納税義務者用【茶色の通知書】）を納入書、特別徴収のしおりと併せて送付いたします。

6 その他

・特別徴収税額の変更等の通知書は、能勢町ではこれまでどおり書面による通知のみとし、データ提供は行っていません。

・また、光ディスク等による給与支払報告書の提出をとりやめる場合には、速やかに『給与支払報告書の光ディスク等による提出廃止承認申請書【別添の様式2】』を能勢町長に提出してください。

・1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となりますので、ご注意ください。